

## 第 4 7 1 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書について、存否を明らかにしないで非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 6年 3月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和〇年〇月に住宅都市局都市計画部都市計画課地域計画係の問い合わせフォームから、上下水道局が所管する〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇の敷地に関し、用途制限を逸脱して利用されている疑義が生じたため、問い合わせましたが、令和〇年〇月〇日に住宅都市局建築指導部安全推進課から、調査を行うが結果は個人情報の観点から回答できないとのメールを頂戴しました。

本件は、個人情報には該当しないと考えるため、違反の有無や指導内容などにつきまして、情報の公開を請求します。

- 2 同月29日、実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 9条に該当するとして、行政文書の存否を明らかにしないで公開決定を拒否する非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 5月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件公開請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した理由として、特定の場所における建築基準法違反の有無や指導内容などについては、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるものであり、本件行政文書の存否を明らかにすることが条例第 7条第 1項第 2号に規定する非公開情報を公開することとなるため、条例第 9条に該当すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張して

いる。

(1) 法人等が賃借人等となっている特定の土地に係る建築基準法（昭和25年法律第 201号）上の違反の有無や指導状況等に関する情報の存否を明らかにすると、当該法人（以下「本件法人」という。）が保有する財産や事業活動の社会的評価に悪影響を及ぼすおそれがあることから、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると判断し、非公開としたものである。

(2) 令和 2年 6月26日に名古屋市情報公開審査会から、建築基準法上の基準を満たしている物件か否かを調査した際に作成される文書は法人等の事業活動に関する情報であり、その文書の存否を答えるだけで条例第 7条第 1項第 2号の非公開情報を公開することになるため、本来、その存否を明らかにしないで非公開決定を行うべきであったとの答申を受けている。

#### 第 4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、本件行政文書の全部の公開の決定を求める。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由をおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が非公開決定とした本件行政文書は、下記の理由により、条例第 7条第 1項第 2号に該当せず、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

(2) 土地所有者は名古屋市であり、当該土地が適正に管理されているか否かを知ることは、名古屋市民の権利であるとともに、名古屋市は説明する責任を負う。

(3) 本件法人は、当該地域が第一種住居地域であるにも関わらず、深夜から早朝にかけ、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇自動車を出庫させ、明らかに環境基準を逸脱した騒音や振動、悪臭により、近隣住民に迷惑をかけている。

(4) 当該土地については、名古屋市上下水道局が、所管する市有地の管理行為として、本件法人への駐車場用地の貸付を目的とし、用途制限を逸脱した募集を入札により行ったものであり、条例第 7条第 1項第 2号括弧書きで、地方公共団体を除くと規定されていることから、行政文書の公開の義務を有する。



当審査会は、本条が濫用され、存否応答拒否による非公開決定が多用されると、原則公開の条例の趣旨に反することになるため、本件事案の審理に当たっては、本件法人情報に最大限配慮しながらも、本条の適用は厳格に行うべきであるという考えに立って審議した。

(2) 条例第 9 条を適用するためには、公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第 7 条第 1 項各号に規定する非公開情報を公にすることになることが求められる。この点、実施機関は、上記第 3 の 2 のとおり本件公開請求に対しては、本件行政文書の有無を答えることで、同項第 2 号で規定する非公開情報を公開することになると主張することから、以下検討する。

ア 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

ここでいう明らかな不利益とは、公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められるものである。

イ 本件公開請求は、特定の土地における用途制限の違反の有無及び指導内容に関する請求であり、用途制限に係る違反及び指導については、建築基準法第 9 条及び第 48 条に規定されている。そのため、本件行政文書の存否を明らかにした場合、本件法人の同法違反の有無や本件法人への同法に基づく指導の有無が明らかになる。

ウ 仮に本件行政文書が存在すると答えた場合、本件法人が建築基準法に抵触していたと推測されるおそれがあり、当該推測が本件法人の社会的評価に直結することから、公にすることにより本件法人に明らかに不利益を与えると認められる。

エ したがって、本件行政文書の存否を答えることは、それだけで条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する法人に関する情報を公開することになるため、条例第 9 条の規定により、その存否を明らかにしないで非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 次に、審査請求人は、本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書に該当すると主張するため以下検討する。

ア 本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、市民生活や環境を保護するために必要な場合その他公益上特

に必要な場合は公開することを定めたものである。

イ 本件公開請求内容である用途制限に係る違反及び指導に関しては、上記(2)イのとおり建築基準法第9条及び第48条に規定されているが、これらは建築物に関して定めた規定である。審査請求人が上記第4の2(3)及び(5)のとおり主張する、〇〇〇〇自動車による騒音、振動及び悪臭については、建築物に関するものではないことから、本件行政文書を公にしたとしても、人の健康や市民生活等を保護することに繋がるとは認められない。

ウ したがって、本件行政文書の存否について、本号ただし書に該当するとは認められない。

(4) 以上のことから、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第2号に該当する非公開情報を公開することになると認められる。

4 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和6年6月24日	諮問書の受理
7月25日	弁明書を受理
8月16日	反論意見書を受理
令和7年8月22日 (第88回第2小委員会)	調査審議
9月26日 (第89回第2小委員会)	調査審議
10月6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 杉島由美子、委員 豊田雄二郎、委員 森絵里